

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

会議に付した事件は次のとおりである。

議案第52号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第5号）

議案第53号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第54号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第56号 議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度月形町一般会計補正予算第3号）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度月形町一般会計補正予算第4号）

同意案第3号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

発議第2号 月形町ハラスメント防止条例の制定について

意見案第7号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める要望意見書の提出について

○ 議長 大釜 登 ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

12月3日に引き続き会議を再開いたします。（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。（午前10時00分開議）

議事日程第2号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

○ 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において、

我 妻 耕 議員

若 井 昭 二 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度月形町一般会計補正予算第3号）

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

○ 議長 大釜 登 日程2番 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度月形町一般会計補正予算第3号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書3ページをお開きください。ただいま議題となりました承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。承認第5号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。5ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年10月1日に専決処分をしたものであり、令和6年度月形町一般会計補正予算第3号を定めたものであります。補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億5,961万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,897万3,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算につきましては、歳出 ふるさと納税推進事業、4億5,300万円の増額。衆議院議員総選挙経費661万5,000円の増額、歳入 衆議院議員総選挙費委託金、661万5,000円の増額。ふるさと納税寄附金、4億5,300万円の増額であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 松田順一議員。

○ 議員 松田 順一 今回、ふるさと納税が4億5,300万円になったということですが、非常に例年より多いなという気がします。増えた要因が分かれば教えていただきたいと思います。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 加藤 弘光 本年度のふるさと納税につきましては、年度当初は前年度比200%から300%ぐらいの推移で、寄附額がありましたが、毎年、8月9月になりますと納税額が下がる月になるのですが、本年度につきましては、8月が前年度比2,000%増の1億1,000万

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

円。9月においては前年度比800%増の1億9,000万円ということで、納税額がかなり多くなっております。内容としましては、夏になってから全国的な米不足があり、米の寄附というものがかなり多くなっております、現在納税額の約9割程度は米の寄附という形になっております。以上です。

- 議長 大釜 登 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第5号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程3番 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度月形町一般会計補正予算第4号）

- 議長 大釜 登 日程3番 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度月形町一般会計補正予算第4号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書23ページをお開きください。ただいま議題となりました承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第6号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。25ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年10月24日に専決処分をしたものであり、令和6年度月形町一般会計補正予算第4号を定めたものであります。補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,938万4,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、26ページから27ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算は、歳出

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

総務事務経費、学校事故対応弁護士委託料41万1,000円の増額。歳入繰越金、41万1,000円の増額であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 東出善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 今、説明のありました37ページの委託料、総務事務経費の弁護士委託料について、前にも堀副町長がいたときに全協で説明を受けたと思うのですが、もう一度経過を説明していただけないでしょうか。

○ 議長 大釜 登 教育次長。

○ 教育次長 上葛 隆治 改めてご説明させていただきます。本件につきましては、令和3年6月14日に発生しました小学校における鉄棒落下事故への対応となっております。本年の3月、6月の議会一般質問でもご承知のとおり、現在も保護者と解決に向けて話し合いを進めているところでございます。事故の責任は第一義的には学校にあり、賠償責任については、設置者である町が負うものとして、町の総合賠償補償保険で対応を進めているところでございます。

事故に直接起因する治療費、付添い費、交通費、慰謝料などの損害賠償請求につきましては、9月18日付で保護者が弁護士に依頼した旨の通知をいただき、本町におきましても同様に保険対応として弁護士に依頼させていただいております。それ以外の直接損害賠償にはなっておりませんが、今後、損害賠償論に発展する可能性のある要望につきまして、例えば、登校支援室への交通費、転校先への交通費、転学先の学校給食費、成績低下の責任などの対応につきましては、実際には損害賠償と切り離せない内容となっておりますので、一体的に町の弁護士に依頼させていただく必要がございます。当該分の弁護士費用につきましては、保険対象外となっております。この保険対象外分につきまして、先のとおり、保護者から既にご多量のご照会を受けておりますので、できるだけ早く回答することにより、保護者の利益が最大になるものと考えてございます。

このような経過から、10月24日付けで専決処分をさせていただき、現在、弁護士より順次、保護者へ回答を行っているところでございます。損害賠償の請求額等につきましては、まだ話し合いの段階ですので、こちらの詳細については未定とさせていただいております。以上でございます。

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第6号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程4番 議案第52号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第5号）

- 議長 大釜 登 日程4番 議案第52号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書39ページをお開きください。ただいま議題となりました議題第52号 令和6年度月形町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,239万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,178万3,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、40ページから41ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、事項別にご説明いたします。64ページをお開きください。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額23万円の増額。説明欄でございますが、この補正につきましては、通信運搬費、郵便料の価格改定により対応するものでございます。

続きまして、3目 企画費、補正額70万円増額。説明欄でございますが、この補正につきましては、地域公共交通対策事業、日常生活機能対策ハイヤー事業の定額ハイヤー事業に係る補助金で、当初見込んだ利用数よりも多くなったことにより増額補正するものでございます。

続きまして、4目 情報推進費129万1,000円の増額。説明欄でございますが、庁内情報化推進事業の備品購入費138万8,000円増額。

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

事務機器のソフトのライセンス購入によるもので、当初、更新予定の機器に現有の事務機器ソフトを搭載できる可能性を探っておりましたが、古いバージョンのため、更新の機器になじまなかったことが判明し、今回増額補正をするものであります。次に、特定個人情報に係る電子計算機の設置関連事務、261万9,000円の増額、地域公共団体情報システム機構への負担金として、全額国費措置分であります。次に、地域情報通信基盤整備事業、光熱水費、電気料の増額により、8万3,000円の増額、情報通信設備保守業務、IP局舎設備更新費用の減により177万2,000円の減額、スマートフォン教室の委託業務につきましては、総務省の補助金事業の活用により102万7,000円の減額でございます。

続きまして、8目 財産管理費、104万3,000円の増額。説明欄でございますが、役場庁舎管理経費の修繕料は、庁舎の修繕箇所が増えたため80万1,000円の増額、役場庁舎改修事業の役場庁舎エアコン設置工事の執行残151万8,000円の減額、基金管理経費の財政調整基金積立金6万1,000円増額、公有財産整備基金積立金1,000円の増額、減債基金積立金3万1,000円の増額につきましては、それぞれ、半年満期の定期預金の利率上昇に伴う積立金の増額であります。次に、町内街灯管理経費、光熱水費につきましては、電気料金の改定により154万5,000円の増額、教職員住宅管理経費、修繕料につきましては、臨時修繕により12万2,000円の増額でございます。

続きまして、5項 統計調査費、1目 統計調査費4,000円の増額。説明欄でございますが、国勢調査の経費の増加によりまして、交付金の増額に伴う消耗品の増でございます。

次に、66ページをお開きください。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費40万円の増額。説明欄でございますが、地域福祉事業補助金、介護用の車両購入費、新規申請による増額でございます。

次に、2目 老人福祉費1,207万4,000円の減額。説明欄でございますが、老人福祉施設入所事業、扶助費、老人福祉施設入所者措置費1,217万3,000円の減ですが、そちらの対象に伴う減額でございます。介護保険事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金9万9,000円の増額でございます。

次に、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、財源振替でございます。

次に、68ページをお開きください。4款 衛生費 1項 保健衛生費

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

2目 予防費132万1,000円の増額でございます。説明欄でございますが、予防対策事業、過年度国道支出金精算返戻金4万9,000円の増額でございます。母子健康事業、過年度国道支出金精算返戻金11万9,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業、過年度国道支出金精算返戻金115万3,000円の増額でございます。

次に、70ページをお開きください。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費、補正額1億6,804万円の増額でございます。備考欄でございますが、経営所得安定対策等推進事業補助金、畑地化促進事業1億6,802万9,000円の増額でございます。これにつきましては、水田の畑地化に伴う土地改良区への地区除外決済金等に係る補助金でございます。環境保全型農業直接支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金過年度返還金、令和5年度分として1万1,000円の増額ということになってございます。

次に、72ページをお開きください。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、47万2,000円の増額。説明欄でございますが、商工振興事業補助金、起業者等支援事業でございますが、起業者等支援事業について5社から申請がございました。当初の見込みから事業費の増額によって補助金の増額ということになってございます。

次に、74ページをお開きください。8款 土木費 2項 道路橋梁費 3目 橋梁維持費7万円の増額でございます。説明欄でございますが、橋梁補修事業、過年度国道支出金精算返納金、橋梁補修に係る発生材の売払いが生じたため、今回精算の返納金が発生したものでございます。

次に、76ページをお開きください。9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、補正額8,000円の増額。説明欄でございますが、防災対策経費、光熱水費、8,000円の増でございますが、月形排水機場のトイレの電気代の増額ということで、皆楽公園の開設期間、排水機場のトイレを利用させていただいていることからこの電気代を増額したというものでございます。

次に、78ページをお開きください。10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費89万4,000円の増額でございます。次に、説明欄でございますが、学校教育振興事業、会計年度任用職員費用弁償10万5,000円の増でございますが、特別支援学級の支援員の通勤手当の増額によるものでございます。スクールバス運行経費、中型バスの臨時修繕ということ

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

で66万3,000円の修繕料の増でございます。諸車賃借料、これにつきましては、同じくバス故障時の代替車両の借上料として、12万6,000円の増額となっております。

続きまして、48ページをお開きください。12款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金203万4,000円の減額でございます。説明欄でございますが、老人福祉施設入所者費用徴収金、先ほどの歳出に伴う措置者の対象に伴う減額でございます。

次に、50ページをお開きください。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金261万9,000円の増額でございます。説明欄でございますが、特定個人情報に係る電子計算機の設置関連事務交付金、歳出に係る本事務交付金と同額の補助金の歳入でございます。

次に、52ページをお開きください。15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金14万2,000円の増額でございます。説明欄でございますが、子どものための教育・保育給付費負担金14万2,000円の増額で、美唄市への広域入所委託料に係る道費負担金の増額分でございます。次に、2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金1億6,802万9,000円の増額でございます。説明欄でございますが、畑地化促進事業補助金、歳出で説明申し上げました水田の畑地化に伴う土地改良区への地区除外決済金等に係る補助金でございます。次に、3項 委託金 1目 総務費委託金5,000円の増額でございます。国勢調査委託金の増額に伴うものでございます。

次に、54ページをお開きください。16款 財産収入 1項 財産運用収入 2目 利子及び配当金9万3,000円の増額でございます。説明欄でございますが、財政調整基金6万1,000円の増、減債基金3万1,000円の増、公有財産整備基金1,000円の増ということで、先ほど歳出でも説明をいたしました定期預金の利率上昇に伴う歳入の増額でございます。

続きまして、56ページをお開きください。17款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金120万円の増額でございます。説明欄でございますが、企業版ふるさと納税の寄附による増額でございます。

続きまして、58ページをお開きください。18款 繰入金 1項 基金繰入金 4目 公有財産整備基金繰入金151万8,000円の減額でございます。この減額につきましては、役場庁舎のエアコン改修工事費の減により公有財産整備基金の繰入金を減額するものでございます。

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

続きまして、60ページをお開きください。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金619万6,000円の減額でございます。財源調整でございます。

続きまして、62ページ、お開きください。20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入5万9,000円の増額。説明欄でございますが、健康づくり推進地域支援事業助成金4万6,000円の増額、健康づくりの講演会開催に伴う健康づくり財団からの助成金でございます。環境保全型農業直接支払交付金過年度返還金1万3,000円。

次に、42ページをお開きください。補正予算第2条債務負担行為の補正で、第2表のとおり債務負担行為を1件追加するものであります。ふるさと納税推進支援業務に伴う業務委託料の債務負担行為を定めるものであります。限度額は6,358万3,000円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 65ページの2款 総務費 1項 総務管理費 8目 財産管理費ですが、役場庁舎管理経費の修繕料、修繕箇所が増えたというふうにご説明されていたのですけれども、この内容について教えてください。

○ 議長 大釜 登 総務課長。

○ 総務課長 原 博由樹 庁舎の修繕業務でございますけれども、こちらについては当初予算243万8,000円で予算計上してございました。この中には、管理上予期せぬ修繕も含めて計上しておりましたけれども、その後、6月の第2回定例会において、庁舎周辺の街灯に破損があるのが分かり、この際に147万6,000円を増額補正させていただいております。その次ですけれども、9月の第3回定例会、こちらで冬季の運転に向けて、ボイラ一点検をした際の追加修繕ということで、それに必要な経費として102万3,000円を追加で補正させていただいておりますけれども、今回につきましては、自動火災報知機、それから、大会議室に設置しておりますストープに不具合が発生しておりまして、この修繕に伴う補正分でございます。以上です。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 分かりました。その下の町内街灯管理経費が154万

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

5,000円増額になっているのですが、当初予算で748万8,000円だったと私のほうで記録があるのですが、約2割当初予算より上がっているということなののですが、これは単純に電気料金が上がった、2割上がってしまったというふうに解釈すればよいのでしょうか。

- 議長 大釜 登 農林建設課長。
- 農林建設課長 表谷 啓介 令和5年度の燃料調整単価が下落して、非常に低い金額で推移していた事実がございます。高騰傾向に落ちつきが見られたということで、同様の傾向が令和6年度も続くと踏んで、令和6年度の予算を積算させていただきました。ところが蓋を開けてみますと、今年になって基本料金の改定、これが発生しまして、現行の予算では若干不足するということが今明らかになりました。今回の補正を提案させていただくことになります。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 分かりました。最後に79ページの10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費のスクールバス運行経費、諸車賃借料、バス故障時の代替車両の費用だということなのですが、12万6,000円、こちらは何日分に該当するのでしょうか。
- 議長 大釜 登 教育次長。
- 教育次長 上葛 隆治 スクールバスにつきましては、当初予算で諸車賃借料45万6,000円を見込んでございました。この後、現在までに修繕が多いということで、先ほどの修繕料、こちらの修繕を行う間に借り上げを行っております。そちらの部分が約28万円、そして、今後につきましては、車検が3台分ありますので、その3回分と臨時修繕1回分の諸車賃借料を見込んでおりまして、今後につきましては、4回分を見込んでおります。相殺しまして、全体の予算としましては、約2回分程度の増額ということで考えてございます。以上です。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 67ページの老人福祉施設入所事業なのですが、1,200万を越える補正減となっています。これについては、今後入所者がいないだろうという推測に基づく減少なのか、現実的に入所者が減ってい

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

るのか、その辺を教えてください。

- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 今年度に入りまして、養護老人ホームに措置されている人数が減っております。現在、昨年に比べまして6名減少しております。その理由としては、特別養護老人ホームに移行される方、それから長期入院になりまして、養護老人ホームに籍がなくなった方、あとは1名亡くなられた方もございました。今年度につきましてはそのような状況でして、今後どういうふうになっていくのかは分かりませんが、こちらとしては措置を控えているというわけではございません。藤の園さんのほうにお聞きしますと、月形町だけではなく、ほかの市町村からの措置数も減っていて、現在待機はあまりいないような状況だとお聞きしております。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 原因は何でしょうか。もしわかる範囲であれば教えてください。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 人口が減少していくのは、今後とも続くと考えておりますので、現在、計画を立てるために推計をして、大体出てきたところですが、施設介護サービス給付費に関しては、今後とも横ばいか減少していくと捉えております。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 73ページの商工振興事業の起業者等支援事業で、先ほど5社という話がありましたが、補正予算を組む必要があった当初から、確かに予算は組まれて渡されているはずなのですが、補正を組んだという根拠はどのようなものでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 この事業につきましては、当初予算470万円計上しておりましたが、現在5社から起業者支援の申請がございました。今回補正した内容につきましては、1社が町内で既存の店舗を改修し、焼肉の店舗を作っているところがありますが、そちらの当初計画していました工事、配水等の工事について、隣接する民家の方と工事について調整を取って

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

いたのですが、工事を実施する際に隣の方との工事について少し調整が取れなくなったことから、当初予定していました配水管のルートを延長しなければならなかったという状況が生じておりまして、これについてはやむを得ない事情かなということで今回補正をさせていただきました。

- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 そういふ事情があったからやむを得ず出したということは、そうすると、すべてがこういう支援事業のときには、そういうことが起きたときには、補正を組んでも支援するということなののでしょうか。今後についても。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 工事施工の内容によって今回、申請者の方から、当初予定していた状況が変更になったということで、これについては、町としても、やむを得ない事情かなという判断をさせていただきましたけれども、その都度、状況によっては判断内容が変わると思いますので、今回の申請者の申請内容については、必要な改修というふうに判断しております。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 分かりました。それでは、もう少し参考のためにお聞きしたいのですが、一つ、1件に対してはいくらの予算で、そして補助はどの基準に当てはめて出したのかを教えてください。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 この事業所については、会社設立に係る経費として、上限20万円の補助に対して20万円、それと店舗の改修・整備に対して、事業拠点の整備費という部分がございますが、こちらについては上限が150万円になっておりますが、こちらは31万3,000円、店舗の増改築については132万円、それと、商品の開発の部分がございますので、こちらが合わせて15万円、合わせて192万8,000円という補助額になります。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 これは補助金で分かったけれども、総額いくらで申請が上がってきたのか、そしてこれに対して、当然基準があると思うのですが、その根拠を教えてください。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 申請の対象経費としましては274万円にな

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

っておりまして、先ほど申し上げたように、事業ごとに上限額がございますので、上限に達しているものについては上限額で補助をしております、補助総額が198万2,000円という形になっております。

○ 議長 大釜 登 金子廣司議員。

○ 議員 金子 廣司 そうしましたら274万かかるというものに対して、総額で、それに対して192～3万お金を出しているということです。前もたしかこの質問をしているけれど、縛りが何もないという話で、要綱で変えたのだという話で、ということはこういう形で起業したときには、何らかの支障があったときには、常にこうやって補正をして町は面倒を見るという解釈でいいのですか。ということは何を言いたいのかと言うと、うまくいって起業してくれればいいのだけれども、なかなか現実はそんな甘いものでもないし、その中にあって、町の税金だから、みんなのお金だから、これを持ち出すということは、それなりのやはり根拠があって、きちんと町民誰が聞いても、納得できるという姿にしておかないと、最後はこの責任はどこにあるのだということになってくると思うのです。我々議会も決して否決するわけではない、認めるのだけれども、ただ、必ず整合性を持った形にしてもらわないと、その辺もう少し慎重にやってもらわないと、ただ何でも上げてきたものを我々が、はい異議なしで認めるわけにいかないの、その辺もう少し慎重にやってほしいなと思います。これについては答弁はいりませんけれども、そういう形で今後、もしできるのであれば接してほしいと思います。以上です。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第52号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第53号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

- 議長 大釜 登 日程5番 議案第53号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書81ページをお開きください。議案第53号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ200万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,894万6,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、82ページから83ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、92ページをお開きください。歳出でございます。2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費62万円の減額でございます。説明欄でございますが、療養給付費の減額で、保険者の負担金の減でございます。2目 療養費、20万円の増額。説明欄でございますが、療養給付費、保険者負担金負担額の増でございます。次に、4項 出産育児諸費 1目 出産育児一時金42万円の増額。説明欄でございますが、出産育児一時金、対象者の増によるものでございまして、他保険から国民健康保険に遡及して資格取得をした方が1名、この増額分でございます。

次に、94ページをお開きください。7款 諸支出金 1項 諸費 3目 直営診療施設勘定繰出金、説明欄でございますが、直営診療施設勘定繰出金、マイナ保険証利用促進に係る町立病院への繰出金でございます。

次に、90ページをお開きください。歳入でございます。4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金200万円の増額でございます。先ほど申し上げました病院の繰出金に係る特別交付金、マイナ保険証利用促進に係るものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 西山富夫議員。

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

○ 議員 西山 富夫 すみません、教えてほしいことがあるのですけれども、93ページの2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費、2目 療養費なのですが、療養給付費と療養費の違いを教えてください。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 先ほどの療養給付費でございますけれども、国民健康保険連合会に対して療養給付費という形で負担金を支出することになってございますが、先ほど申し上げましたとおり、出産育児一時金の対象者の変更によりまして、この療養給付費をまず減額させていただいております。療養費につきましては、保険者の負担額の増加ということで、保険者は月形町になりますけれども、これを20万円増額させていただき、国民健康保険特別会計の中で、この補正額を調整させていただいたものでございます。差引きで出産育児一時金を42万円増額させていただくということで、二つの科目で調整させていただいたということになります。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前10時49分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時50分再開）

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 先ほどの説明でございますけれども、ちょっと説明が足りなかったかと思われます。療養給付費につきましては、通常の病院等の医療費、通常の医療費にかかるものでございます。それから療養費につきましては、補装具ですとか、ストーマ、そういった医療器具等に関わるものが、この療養費という形になってございます。

○ 議長 大釜 登 西山富夫議員。

○ 議員 西山 富夫 分かりました。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること

令和 6 年第 4 回月形町議会定例会 2 日目（12 月 4 日）

に決定いたしました。

◎ 日程 6 番 議案第 54 号 令和 6 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議長 大釜 登 日程 6 番 議案第 54 号 令和 6 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書の 97 ページをお開きください。

議案第 54 号 令和 6 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明を申し上げます。第 1 条でございますが、補正予算第 2 号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 317 万 8,000 円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,338 万 9,000 円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、98 ページから 99 ページにかけての第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、120 ページをお開きください。歳出でございます。2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費 1 目 居宅介護サービス等給付費 240 万 5,000 円の増額でございます。説明欄でございますが、地域密着型介護サービス給付費としまして、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の増によるものでございます。続きまして、5 目 居宅介護サービス計画給付費 58 万 6,000 円の増額。説明欄でございますが、居宅介護サービス計画給付費、要支援者から要介護に移行される利用者の増によるものでございます。続きまして、122 ページをお開きください。3 款 地域支援事業費 2 項 包括的支援事業・任意事業費 1 目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、財源振替でございます。

続きまして、2 目 総合相談事業費、これにつきましても財源振替でございます。

次に、124 ページをお開きください。5 款 諸支出金 1 項 諸費 1 目 過年度返納金 14 万 3,000 円の増額でございます。説明欄でございますが、過年度返納金でございます。これにつきましては、介護保険の地域支援事業を委託業務として実施する場合の消費税の取扱いについて、本来消費税非課税で委託契約を締結すべきところを誤って課税で締結している自治

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

体が全国的に発生しているという通知が厚生労働省老健局からございました。本町におきましても、委託状況を確認しましたところ、認知症の初期集中支援チームの認知症サポート医業務におきまして、平成30年度から令和5年度までの課税による委託を行ってございましたけれども、当該期間の間、修正、この委託の消費税分の道交付金、国の交付金、この過大交付分を返還するものでございます。なお、委託先の医療機関からは消費税分を返還することです承を得てございます。次に、2目 過年度過誤納還付金4万4,000円の増額。説明欄でございますが、過年度過誤納還付金、過年度の所得更正による還付金でございます。

続きまして、106ページをお開きください。歳入でございます。1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料84万円の増額でございます。続きまして、108ページをお開きください。4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金59万8,000円の増額でございます。続きまして、110ページをお開きください。5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金80万7,000円の増額でございます。続きまして、112ページをお開きください。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金37万3,000円の増額でございます。続きまして、114ページをお開きください。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金37万3,000円の増額でございます。同じく、2目 その他一般会計繰入金27万4,000円の減額でございます。続きまして、116ページをお開きください。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金18万7,000円の増額でございます。続きまして、118ページをお開きください。10款 諸収入 2項 雑入 3目 雑入27万4,000円の増額でございます。説明欄でございますが、過年度認知症サポート医委託料の返還分、先ほど歳出のほうで説明申し上げました委託先からの返還金が27万4,000円ということでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前10時59分休憩）

- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
（午前11時10分再開）

◎ 日程7番 議案第55号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計 補正予算（第2号）

- 議長 大釜 登 日程7番 議案第55号 令和6年度国民健康保険月
形町立病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書127ページをお開きください。

ただいま議題となりました議案第55号 令和6年度国民健康保険月形町立
病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第2条
収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部 1款 病院事
業収益 2項 医業外収益200万円増額し、病院事業収益の総額を6億8、
631万6、000円とするものであります。支出の部 1款 病院事業費
用 1項 医業費用200万円増額し、病院事業費用の総額を病院事業収益
の総額と同額の6億8、631万6、000円とするものであります。

それでは、136ページをお開きください。収益的支出でございます。1
款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費560万円の補正予定額
でございます。報酬、説明欄でございますが、非常勤医師の増、看護師会計
年度任用職員の勤務時間の増、それから管理栄養士、医療事務会計年度任用
職員つきましては9月から1名増員としたものでございます。続きまして、
2目 材料費979万5、000円の減額でございます。薬品費の当初見込
んだ薬剤の減額によるものでございます。続きまして、3目 経費619万
5、000円の増額。説明欄でございますが、旅費交通費、精神科医等の医
師の交通費の増額でございます。光熱水費、水道料、下水道料の増額でござ
います。手数料、クリーニング代の増、委託料、産業廃棄物処理業務の増額、

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

病棟の患者給食数の増による給食業務の増額でございます。診療業務、非常勤医師1名について、報酬から委託料に切替えをしたものでこの委託料に係る増額でございます。次に、修繕料でございますが、X線撮影装置のシステムの故障による修繕料でございます。

次に、134ページをお開きください。収益的収入でございます。1款 病院事業収益 2項 医業外収益 1目 他会計負担金200万円の補正予定額の増額でございます。説明欄でございますが、国保直営診療施設運営補助ということでマイナ保険証の支援事業に係る負担金ということになってございます。次に、127ページに戻っていただきまして、第3条 議会の議決を経なければ流用することができない経費、給与費でございますが、560万円増額し、4億3,521万7,000円に改めるものであります。次に、第4条 たな卸資産購入限度額につきましては、5,876万5,000円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第56号 議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程8番 議案第56号 議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書141ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第56号 議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。現在、

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

南空知9市町におきまして、南空知圏域における定住自立圏の形成に向けた協議を行っておりますが、その際、中心市となる岩見沢市との連携協定を締結する必要があります。国が定めた定住自立圏構想推進要綱におきまして、定住自立圏形成協定の定義といたしまして、中心市宣言を行った市の中心市とその近隣にあるうちの市町村が人口定住のために、必要な生活機能の確保に向けて、目的や基本方針、連携する具体的な事項について定める協定であり、それぞれの市町村において、その締結または変更に当たっては、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいうと定義されていることから、今回新たに定住自立圏形成協定の締結、変更または同協定の廃止の規定を加えるものでございます。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 同意案第3号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長 大釜 登 日程9番 同意案第3号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書143ページをお開きください。ただいま議題となりました同意案第3号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を月形町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
住所 樺戸郡月形町*****、氏名 内藤康志、*****

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

*****生まれです。今回の提案は、月形町固定資産評価審査委員会委員である門脇芳夫氏の任期が令和7年1月22日をもって満了となりますが、後任として同氏を選任したく、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては、令和7年1月23日から令和10年1月22日までの3年間です。委員の選任につきまして、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。同意案第3号は、原案のとおり同意することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎ 日程10番 発議第2号 月形町ハラスメント防止条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程10番 発議第2号 月形町ハラスメント防止条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 発議第2号をご覧願います。発議第2号 月形町ハラスメント防止条例の制定について、地方自治法第112条第1項の規定により提出するものです。令和6年12月3日の提出です。なお、発議の賛成者として、月形町議会議員 我妻耕議員、同じく東出善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。

昨今、ハラスメントは社会的に問題となっており、自治体におけるハラスメントの実例が度々報道されています。ハラスメントは、被害者の能力発揮を制限するだけでなく、当事者相互の信頼関係を壊し、時には人材の喪失を招くなど、自治体組織全体の円滑な業務遂行を阻害して、行政サービスを低下させ、町民への不利益をもたらすことになります。

月形町議会及び月形町として、このような問題を未然に防ぐためには、社

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

会規範に従い、ハラスメントに関する知識を深め、自治体組織全体で協力してハラスメントの防止を実践するべきと考えます。いずれも全体の奉仕者である議員、町長等及び職員は、その職場において身分、職位及び職責にかかわらず、全ての者が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、安心して働ける職場環境を確立し、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮できるよう、ハラスメントの未然防止に努めるため、この条例を制定するものであります。

条例は12条からなり、月形町の行政に関わるものが、互いに職場におけるハラスメントの防止に努めるための基本的な対応などについて規定するものです。また、基本理念とハラスメント防止に向ける決意を表すために前文を置き、附則にはこの条例の効果を毎年検証していくことを盛り込んでいます。なお、この条例の施行期日は公布の日としています。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。発議第2号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 意見案第7号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める要望意見書の提出について

○ 議長 大釜 登 日程11番 意見案第7号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 意見案第7号をご覧ください。意見案第7号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求め

令和 6 年第 4 回月形町議会定例会 2 日目（1 2 月 4 日）

る要望意見書の提出について、地方自治法第 99 条の規定に基づき、要望意見書を月形町議会会議規則第 14 条により提出するものです。令和 6 年 12 月 3 日の提出です。なお、意見案の賛成者として、月形町議会議員 松田順一議員、同じく、東出善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案の要旨を説明いたします。

世界の食料需給は不安定となっており、特に多くの食料を輸入に依存している我が国は、世界情勢の変化や円安なども相まって、食料安全保障としての政府の役割に国民は期待しつつも不安を抱いています。一方、日本農業は少子高齢化に伴い、農業就業人口が著しく減少し、荒廃農地が増加の一途をたどっています。今通常国会では、農業関連法案と併せて、四半世紀ぶりに食料農業農村基本法の改正案が提出されましたが、農業生産現場では、今まで食料自給率目標がなぜ達成されなかったなどの検証のほか、国内農産物増産を図る施策や、食料安全保障の強化に向けた予算の拡充等が議論されると期待しましたが、食料自給率の向上など、食料安全保障としての本来の議論が不十分な中で成立しました。10月27日の衆議院議員選挙により与野党が均衡する状態になったことから、今後は国民のための議論が活発に行われるなど、対等な審議のもと、生産現場に寄り添った政策の実現が求められています。ついては、来年3月までに改定する次期基本計画など、農業者の声を反映した施策の実現が図られるよう、国に対して次のとおり要望するものです。

1 今後の農政の推進にあたっては、改正基本法に基づき、国民の命の源である国内農業生産の増大を図ることを基本とした食料安全保障の強化に向けて、農業予算を大幅に拡充するとともに、生産者に寄り添った農業政策を実現すること。

2 次期基本計画の改訂にあたっては、生産現場の意見を十分に踏まえ、食料自給率の向上や農業生産基盤の強化など食料の安定供給が図られ、将来にわたり多様な農業者が再生産可能となる所得政策を確立すること。

3 農村地域の維持・発展に資するため、地域の魅力発信や移住・定住促進のほか、地域コミュニティの維持、労働力の確保など国内農業の再生と将来にわたり安心して経営が継続できるよう農村政策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出するものであります。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第 7 号の

令和6年第4回月形町議会定例会 2日目（12月4日）

提案の要旨の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。意見案第7号は、原案のとおり提出することにしたい
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、意見案第7号は、原案のとおり提出
することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 以上で本定例会に付議されました議案の審議は、全て
終了いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和6年第4回月形町
議会定例会を閉会いたします。

（午前11時30分閉会）